



看護師等の届出サイト

とどけるん

退職した看護職がまた働けるように
看護管理者のみなさまのご協力をお願いいたします

看護職の離職時には届出が必要です

届出制度とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンターへ届け出ていただく制度です。届出は「**看護師等の人材確保の促進に関する法律**」で定められています（努力義務）。



退職者に届出のサポートをお願いします

看護職の退職時にこのチラシの裏面をコピーしてお渡しいただき、届出が必要であることをお伝えください。
※このチラシはナースセンターHPからダウンロードもできます（下記参照）

ナースセンターは届出のデータを活用し、退職した看護師の支援はもとより、行政機関と協力しながら、看護職の労働条件や労働環境の改善に取り組んでおります。

施設の看護管理者の皆さまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



公益社団法人神奈川県看護協会
神奈川県ナースセンター

このチラシはこちらからダウンロードできます

- ① 「神奈川県看護協会」で検索
- ② 右上メニューより ナースセンター>離職看護師等の届出をクリック
<https://www.kana-kango.or.jp/nursecenter/leave/>



看護職の離職時には届出が必要です

離職時の届出は「看護師等人材確保の促進に関する法律」で定められています（努力義務）。皆様のご協力をお願いいたします。

届出方法 パソコンやスマートフォンで届出登録をお願いします

- ① 「とどけるん」で検索もしくは、右のQRコードを読み込み、届出サイト「とどけるん」を開く
<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>



とどけるん



- ② 「届出登録」をクリックし届出事項を入力する

届出のタイミング

- 病院等を離職したとき（転職先が決まっている方、定年退職をされる方も含む）

届出をするとどうなるの？

- 登録者の状況に応じて、「就職相談」や「研修案内」などを行い、ナースセンターがサポートいたします。
- 届出の際、無料職業紹介事業「eナースセンター」の登録を希望すると、あわせて「eナースセンター」の登録ができます。
- 皆様からいただいた届出データをもとに、看護師の労働条件や労働環境の改善に取り組んでいます。

神奈川県ナースセンターのご案内

ナースセンターとは

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき設置され、神奈川県看護協会が神奈川県知事の指定を受けて運営しています。神奈川県ナースセンターでは、看護職が切れ目のないキャリアを積み重ねられるよう、復職や就業等の様々な支援を行っています。

看護職と仕事をむすぶ

【無料職業紹介事業】



看護職として充実した日々をひらく

【相談事業】



看護職の資格をいかす

【届出制度の受付窓口】



復職のための知識・技術をまなぶ

【復職支援研修事業】



看護の心を広く、人々につなぐ

【「看護の心」普及啓発事業】



神奈川県ナースセンター問合せ

TEL 045-263-2101 平日9:00～17:00



公益社団法人神奈川県看護協会
神奈川県ナースセンター

ナースセンターホームページ
はこちら

